連 絡 運 輸 取 扱 規 則

連絡運輸取扱規則　目次

第１編　総　則

第 1 条　適用範囲 …… 1
第 2 条　用語の定義 …… 1

第２編　旅客営業

第１章　通　則

第 3 条　乗車券の発売 …… 2
第 4 条　乗車券の払い戻し等 …… 2

第２章　普通乗車券

第１節　普通乗車券の発売

第 5 条　普通乗車券の発売 …… 2
第 14 条　被救護者割引普通乗車券の発売 …… 3
第 15 条　乗継割引普通乗車券の発売 …… 3

第２節　普通乗車券運賃

第 20 条　普通旅客運賃 …… 3
第 26 条　被救護者割引 …… 3
第 27 条　乗継割引普通旅客運賃 …… 4

第３節　普通乗車券の様式

第 34 条　普通乗車券の様式 …… 4

第４節　普通乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第 35 条　普通乗車券の払い戻し …… 4

第３章　定期乗車券

第１節　定期乗車券の発売

第 36 条　通勤定期乗車券の発売 …… 4
第 37 条　通学定期乗車券の発売 …… 4

第２節　定期乗車券運賃

第 38 条　通勤定期旅客運賃 …… 5
第 39 条　通学定期旅客運賃 …… 5
第 40 条　小児定期旅客運賃 …… 5

第３節　定期乗車券の様式

第 41 条　定期乗車券の様式 …… 5

第４節　定期乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第 42 条　使用開始前の定期旅客運賃の払い戻し …… 6
第 43 条　使用開始後の定期旅客運賃の払い戻し …… 6

第４章　回数乗車券

第１節　回数乗車券の発売

第 44 条　普通回数乗車券の発売 …… 6
第 45 条　削除
第 46 条　削除

第２節　回数乗車券運賃

第 47 条　普通回数旅客運賃 …… 7
第 48 条　（削除）
第 49 条　（削除）

第３節　回数乗車券の様式

第 50 条　回数乗車券の様式 …… 7

第４節　回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第 51 条　回数乗車券の払い戻し …… 7

第５章　団体乗車券

第１節　団体乗車券の発売

第 52 条　団体乗車券の発売 …… 9

追 25・追 32・追 36

第２節　団体乗車券運賃

第 53 条　団体旅客運賃 …… 9

第３節　団体乗車券の様式

第 54 条　団体乗車券の様式 …… 9

第４節　団体乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

第 55 条　団体乗車券の払い戻し …… 10
第 56 条　団体乗車券の有効期間 …… 10

第６章　手回り品

第 57 条　普通手回り品料金 …… 10

別　表
第 1 号　乗継割引適用区間 …… 11
第 2 号　乗車券の様式 …… 12
第 3 号　旅客運賃の払い戻し等に関する手数料 …… 13

附　則
旅客の輸送契約条件の変更 …… 13

追 25

連絡運輸取扱規則

第１編　総　則

（目的）

この規則は、神戸電鉄株式会社（神戸高速線を除く。以下、「神鉄」という。）と旅客との間で締結する連絡運輸（以下「連絡運輸」という。）に係る運送等に関する契約について合理的な取扱方を定め、もって旅客の利便性向上と神鉄の事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第１条　神鉄と旅客との間の、連絡運輸に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約となる。

２　連絡運輸における、連絡会社線の運送等の取扱いについては、連絡会社の定めるところによる。

３　神鉄と連絡運輸を行う連絡会社、接続駅、区間及び乗車券の種別は、神鉄線で発売するものに限り、一時限りの連絡運輸を除いて、次のとおりとする。

連絡会社	接続駅	区間		乗車券種別
		神鉄線	連絡会社線	
阪　神	湊　川 元　町	全線各駅	全線各駅	普通乗車券、定期乗車券 回数乗車券、団体乗車券
阪　急	湊　川 阪急神戸三宮	全線各駅	〃	〃
山　陽	湊　川 西　代	全線各駅	〃	〃
神戸高速線	湊　川	全線各駅	〃	〃

連絡運輸取扱規則

（用語の定義）

第２条　この規則における主な用語の定義は、次のとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則に定める定義によるものとする。

(1)「連絡会社」とは、神鉄線と連絡運輸の取扱いを行う運輸機関をいう。

(2)「連絡会社線」とは、連絡会社の経営する鉄道及び自動車線をいう。

(3)「鉄道」とは、神鉄線及び連絡会社が経営する鉄道をいう。

(4)「自動車線」とは、連絡会社が経営する自動車線をいう。

第２編　旅客営業

第１章　通　則

（乗車券の発売）

第３条　連絡運輸に係る乗車券の発売については、神鉄線及び連絡会社において相互で取り扱うことができるものとする。ただし、神鉄線及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

（乗車券の払い戻し等）

第４条　連絡運輸に係る乗車券の払い戻し等については、当該乗車券を発売した社局において取り扱うものとする。ただし、神鉄線及び連絡会社において特に認めた場合はこの限りではない。

第２章　普通乗車券

第１節　普通乗車券の発売

（普通乗車券の発売）

第５条　連絡運輸に係る普通乗車券は片道乗車券のみの発売とし、旅客が第１条に定める区間を片道１乗車（以下、「片道乗車」という。）する場合に発売する。

（被救護者割引普通乗車券の発売）

第１４条　連絡運輸に係る被救護者割引普通乗車券は、被救護者が第１条に規定する区間を旅行する場合で、被救護者旅客運賃割引証を提出した時、その旅客運賃割引証１枚について１人１回に限り、前条の規定にかかわらず片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

２　被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入する時は、被救護者１人について付添人１人（被救護者が車椅子を使用する場合は２人まで）に限って、前項の規定を準用する。

３　前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道乗車券を購入する時であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することができる。

（乗継割引普通乗車券の発売）

第１５条　旅客が別表１に定める特定の区間を乗り継いで片道乗車する場合は、乗継割引普通乗車券を発売する。

第２節　普通乗車券運賃

（普通旅客運賃）

第２０条　連絡運輸に係る普通旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。

(1) 神鉄線　旅客営業規則に定める普通旅客運賃

(2) 連絡会社線　別に連絡会社ごとに定める普通旅客運賃

２　小児の普通旅客運賃は、各運輸機関ごとに大人の普通旅客運賃を折半し、端数計算したうえ、これを合算した額とする。

（被救護者割引）

第２６条　第 14 条の規定により被救護者または付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、各運輸機関ごとにその普通旅客運賃の５割を割引する。

（乗継割引普通旅客運賃）

第２７条　連絡運輸に係る乗継割引普通旅客運賃は、次の各号に掲げる神戸高速線と連絡会社線の普通旅客運賃を合算した額とする。

(1)　神鉄線　　大人　普通旅客運賃より 10 円引いた額
　　小児　普通旅客運賃より 5 円引いた額

(2)　連絡会社線　　別に連絡会社ごとに定める乗継割引旅客運賃

第３節　普通乗車券の様式

（普通乗車券の様式）

第３４条　神鉄線で発売する連絡運輸に係る普通乗車券の様式は、別表２のとおりとする。

第４節　普通乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

（普通乗車券の払いもどし）

第３５条　旅客営業規則第 125 条の規定は、連絡運輸に係る普通乗車券について準用する。この場合、旅客は普通乗車券１枚につき別表３に定める手数料を支払うものとする。

第３章　定期乗車券

第１節　定期乗車券の発売

（通勤定期乗車券の発売）

第３６条　旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、連絡運輸に係る通勤定期乗車券を発売する。

(1)　第１条に定める神鉄線と連絡会社線との間を乗車する場合

(2)　区間及び経路を同じくして乗車する場合

２　神戸高速線全線定期乗車券は、神戸高速線内の任意の駅と神鉄線の各駅相互間を発着となる通勤定期乗車券の場合に限って発売することができる。

（通学定期乗車券の発売）

第３７条　指定学校の学生（放送大学の学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合は、旅客営業規則第 27

追 16・追 25

条の規定を準用して、連絡運輸に係る通学定期乗車券を発売する。

第２節　定期乗車券運賃

（通勤定期旅客運賃）

第３８条　連絡運輸に係る通勤定期旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の通勤定期旅客運賃を合算した額とする。

(1)　神鉄線　　旅客営業規則に定める通勤定期旅客運賃

(2)　連絡会社線　別に連絡会社ごとに定める通勤定期旅客運賃

（通学定期旅客運賃）

第３９条　連絡運輸に係る通学定期旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の通学定期旅客運賃を合算した額とする。

(1)　神鉄線　　旅客営業規則に定める通学定期旅客運賃

(2)　連絡会社線　別に連絡会社ごとに定める通学定期旅客運賃

（小児定期旅客運賃）

第４０条　小児の定期旅客運賃は、各運輸機関ごとに大人の定期旅客運賃を折半し、端数計算したうえ、これを合算した額とする。

第３節　定期乗車券の様式

（定期乗車券の様式）

第４１条　神鉄線で発売する連絡運輸に係る定期乗車券の経由欄について、次の各号に定める経路を表示する。

(1)　神戸高速線を経由して３線連絡となる場合

(2)　阪急連絡となる場合であって次の着駅となるもの

イ．三国～清荒神間又は箕面線の各駅

十三経由とするものは「十三」、今津線経由とするものは「宝塚」

ロ．京都本線南方以遠の各駅

「十三」

２　定期乗車券の様式は、別表２のとおりとする。

第４節　定期乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

（使用開始前の定期旅客運賃の払い戻し）

第４２条　旅客営業規則第 126 条の規定は、有効期間の開始前に連絡運輸に係る定期乗車券について準用する。この場合、旅客は定期乗車券１枚につき別表３に定める手数料を支払うものとする。

（使用開始後の定期乗車券の払い戻し）

第４３条　旅客営業規則第 130 条及び同第 142 条の規定は、旅客が連絡運輸に係る定期乗車券の使用を開始した後、当該乗車券が不要となった場合について準用する。ただし、連絡会社の旅客運賃の払い戻しについては、連絡会社が定める規定に基づき取り扱う。この場合、旅客は定期乗車券１枚につき別表３に定める手数料を支払うものとする。

２　旅客営業取扱基準規程第 132 条の規定に基づき普通旅客運賃を適用して当該乗車券を払い戻す場合、当該乗車券の有効区間が第 15 条の規定する割引運賃適用区間であるときは、当該割引運賃を適用し計算する。

第４章　回数乗車券

第１節　回数乗車券の発売

（普通回数乗車券の発売）

第４４条　旅客が、第１条に定める神鉄線と連絡会社線との間をしばしば乗車する場合は、11 券片の連絡運輸に係る普通回数乗車券を発売する。

２　前項の規定によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。

第４５条　削除

追 25・追 32・追 35

第４６条　削除

第２節　回数乗車券運賃

（普通回数旅客運賃）

第４７条　連絡運輸に係る普通回数旅客運賃は、次の各号に掲げる神鉄線と連絡会社線の回数旅客運賃を合算した額とする。

(1)　神鉄線　　旅客営業規則に定める回数旅客運賃

(2)　連絡会社線　　別に連絡会社ごとに定める回数旅客運賃

第４８条　（削除）

第４９条　（削除）

第３節　回数乗車券の様式

（回数乗車券の様式）

第５０条　連絡運輸に係る回数乗車券の様式は、別表２のとおりとする。

第４節　回数乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

（回数乗車券の払い戻し）

第５１条　旅客営業規則第 126 条及び同第 131 条の規定は、連絡運輸に係る回数乗車券について準用する。この場合、旅客は 11 券片の普通回数乗車券は 11 券片をそれぞれ１冊とし、旅客は回数乗車券１冊につき別表３に定める手数料を支払うものとする。

２　前項に基づき払い戻す当該乗車券が第 15 条の規定する割引運賃適用区間であるときは、当該割引運賃を適用し計算する。

追 25・追 32・追 35・追 36

連絡運輸取扱規則

第５章　団体乗車券

第１節　団体乗車券の発売

（団体乗車券の発売）

第５２条　旅客が、第１条に定める神戸高速線と連絡会社線との間を、発・着駅及び目的を同じくして 25 人以上が一団となって旅行する場合であって、社及び連絡会社の承認を受けた場合は、当該旅客に対して、旅客運賃を割引した連絡運輸に係る団体乗車券を発売する。

第２節　団体乗車券運賃

（団体旅客運賃）

第５３条　連絡運輸に係る団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1)　大人団体旅客運賃は、連絡運輸機関を通じた全行程に対する１人当り大人普通旅客運賃から割引額を控除し、１円未満の端数を円単位に切上げて計算した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(2)　小児団体旅客運賃は、連絡運輸機関を通じた全行程に対する１人当り小児普通旅客運賃から割引額を控除し、１円未満の端数を円単位に切上げて計算した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3)　大人及び小児混乗の場合の団体旅客運賃は、大人及び小児別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

２　前項の規定により計算した場合において、１０円未満の端数が生じた時は、１０円未満の端数は切上げて１０円単位とする。

第３節　団体乗車券の様式

（団体乗車券の様式）

第５４条　連絡運輸に係る団体乗車券の様式は、別表２のとおりとする。

第４節　団体乗車券を使用する旅客の特殊取扱い

（団体乗車券の払い戻し）

第５５条　旅客営業規則第 127 条の規定は、連絡運輸に係る団体乗車券について準用する。この場合、旅客は団体乗車券１枚につき別表３に定める手数料を支払うものとする。

（団体乗車券の有効期間）

第５６条　連絡運輸に係る団体乗車券の有効期間は、連絡会社と調整し、その都度定める。

第６章　手回り品

（普通手回り品料金）

第５７条　普通手回り品料金は、全乗車区間を通じ、旅客の１回の乗車ごとに、１個について 290 円とする。

別表１

連絡運輸取扱規則

乗継割引適用区間

神鉄線	接続駅	連絡会社線
長田・丸山	湊川	（阪　神　線）阪神神戸三宮 （神戸高速線）元町～西代、 阪急神戸三宮、花隈

別表２

連絡運輸取扱規則

乗車券の様式

１．普通乗車券

（省略）

２．定期乗車券

（省略）

３．回数乗車券

高速･阪急	高速･阪神	高速･山陽	高速･神鉄
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

阪急･高速	阪神･高速	山陽･高速	神鉄･高速
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

４．団体乗車券

（省略）

別表３

旅客運賃の払い戻し等に関する手数料

取扱場所	手数料の金額（円）			
	普通乗車券	定期乗車券	回数乗車券	団体乗車券
全駅 （新開地駅をのぞく）	210	220	220	220

附　則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

1　経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。

2　前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2025 年 4 月 1 日より実施します。

追 25・追 32・追 35・追 36